

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社全ての日本における代表者である田中祐次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月三十日
東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号
株式会社朝鮮日報日本語版

日本における代表者 田中 祐次
外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である井澤紀子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
名古屋市中千種区新池町二丁目二番地の八
東山シティハウス四〇九号
株式会社 Contango Metal

日本における代表者 井澤 紀子
限定承認公告
本籍青森県弘前市大字桔梗野三丁目一〇番地一、最後の住所青森県弘前市大字桔梗野三丁目一〇番地一 市営住宅A二〇六

被相続人 亡 古川 昭巳
右被相続人は令和七年十二月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月十六日青森家庭裁判所弘前支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月三十日
青森県弘前市大字高杉字尾上山三五〇番地
拓光園 限定承認者 古川 隆司
限定承認公告
本籍滋賀県甲賀市水口町水口六一〇番地二五、最後の住所志摩市阿児町鵜方二五五五番地一ふれあいの森 被相続人 亡 谷田 健治

右被相続人は令和七年十一月五日死亡し、その相続人は令和八年七月十六日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月三十日
埼玉県さいたま市南区曲本二丁目二番一八号コマツエイト曲本二〇一号
相続財産清算人 谷田 昌彦
限定承認公告
本籍石川県金沢市小坂町中一九四番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 小坂 敏則
右被相続人は令和八年三月二十一日頃から同年同月三十一日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年六月三十日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月三十日
石川県金沢市大豆田本町甲一四番地
限定承認者 北野裕美江
限定承認公告
本籍静岡県静岡市葵区音羽町一五五番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区大谷三丁目二五番九号

被相続人 亡 高瀬 博之
右被相続人は令和七年十二月十二日死亡し、その相続人は令和八年七月六日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月三十日
静岡県静岡市葵区昭和町三一 静岡昭和町ビル五〇四 静岡葵法律事務所
限定承認者 高瀬 敦子
代理人弁護士 竹内 綱己
限定承認公告
本籍徳島県徳島市佐古六番町九番、最後の住所徳島県徳島市佐古六番町九番三高齢者住宅遊

右被相続人は令和六年十二月五日死亡し、その相続人は令和八年七月十五日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月三十日
大阪府大阪市北区長柄西二丁目一〇番六号DKハイム五〇三号室
限定承認者 鈴江 知子
限定承認公告
本籍兵庫県西宮市小松東二丁目一八番地、最後の住所兵庫県西宮市小松東町二丁目五番五号

被相続人 亡 高島 敏夫
右被相続人は令和八年二月二十日死亡し、その相続人は令和八年七月二十七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月三十日
兵庫県姫路市十二所前町八三KS東ビル二階
相続財産清算人菅原紀代子
代理人弁護士 北川 舜
限定承認公告
本籍福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜一九八五番地、最後の住所福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜七番一六号

被相続人 亡 木村 竜二
右被相続人は令和八年四月九日死亡し、その相続人は令和八年七月十四日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年七月三十日
福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜七番一六号
限定承認者 平川 英智
限定承認公告
本籍神奈川県川崎市中原区小杉陣屋町一丁目二一番、最後の住所神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目一番五 三四二二号

被相続人 亡 松田 政也
右被相続人は令和七年十二月十五日死亡し、その相続人は令和八年七月十六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

任意清算公告
当法人は、令和八年七月一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三十日
東京都千代田区大手町一丁目五番一五号大手町ファーストスクエアイーストタワー四Fフレックス社会保険労務士法人 社員 齋藤 允賀
優先資本の額の減少公告
当社は、優先資本の額を金十三億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/0000978/e38w/>
令和八年七月三十日
東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング 取締役 稲田 秀

訂正公告
令和八年三月四日（号外第四十四号）掲載の第四十五期決算公告（枠組）中、固定資産の金額「262,820」とあるは「263,782」、資産の部合計の金額「624,954」とあるは「625,916」、流動負債の金額「172,161」とあるは「175,003」、株主資本の金額「271,949」とあるは「270,068」、利益剰余金の金額「261,949」とあるは「260,068」、その他利益剰余金の金額「259,449」とあるは「257,568」、うち当期純利益「(68,192)」とあるは「(66,311)」、負債及び純資産の部合計の金額「624,954」とあるは「625,916」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月三十日
神奈川県横浜市中区桂町三一九番一八号 株式会社おくう 代表取締役 新野 元啓
正 誤
ページ 段 行 誤 正
令和八年七月二十三日目次欄中（印刷誤り）
八原戸籍が滅失し原戸籍の一部が滅失した件